



編集：編集委員会 発行：有限会社ひまわり

通信

令和4年 12月号

有限会社 ひまわり
ひまわり治療院
デイサービスひまわり
〒224-0001



横浜市都筑区中川 1-20-1
サファール中川 2F-B
☎045-479-6123 ☎045-479-6690
<http://www.himawaricare.net>

リレー紹介にて T.K さんより中村知佳さんのご紹介です。



中村です。どうぞ、
よろしくお願いたします。

中村さんは岩手県出身で、ひまわりでは在宅療養マッサージを担当しています。

入社して満 10 年で、以前は都内にて訪問マッサージをされていて、その後結婚を機に横浜市内で仕事を探し、今に至るそうです。

中村さんは暖かく朗らかな雰囲気の方です。社内であまりお話しすることはありませんでしたが、初対面から優しくな方だなと思っていました。好きなものは美味しいものとお酒で、特に日本酒とそれに合う肴が好きと言っていました。

仕事中は患者様ごとにアプローチを変え、それぞれに合った施術や運動を模索することを、心がけているそうです。

この仕事を志したきっかけは、幼い頃大好きだったご祖父様が痛みを抱えていた時に何をしてあげられるのかを考えたことだそうです。当時は答えが出ず、親孝行しそびれてしまったが、この仕事に出会い患者様やご家族様と一緒にその方の望む生活のお手伝いをさせて頂くことが楽しいと言っていました。一度中村さんの訪問マッサージに同行させて頂きましたが、患者さんに優しく話しかけつつもその日の体調に沿った施術を行っていて、暖かい人柄と高い技術と意識を併せ持ったマッサージ師さんだなと思いました。

これからも持ち前の優しさと確かな技術で地域にたくさんの笑顔と元気を作っていくてください！



厚生労働省は 2022 年 11 月 17 日 75 歳以上が加入する
後期高齢者医療制度の見直し案の骨格を示しました！



所得比例部分の負担を増やし、加入者の約 4 割を対象に保険料を上げる。

保険料上限も年 66 万円から 80 万円にする。試算では 820 億円の負担増となる。

能力に応じた負担を強め、現役世代の負担を抑える。

ただ給付抑制や効率化の議論は低調で、医療費急増への備えは半ばだ。

同日の社会保障審議会（厚労省の諮問機関）の部会に示した。

後期高齢者制度は窓口負担を除いた約 17 兆円の医療費のうち、保険料でおよそ 1 割、
現役世代の搬出金で 4 割、残りの 5 割を公費で賄う。

このうち保険料を引き上げ、現役世代の搬出負担を抑える。

2024 年度から年間上限額 80 万円とし、高所得者に一定の負担増を求める。

加入者の 1% が対象となる。

上限の引き上げ幅はこれまで大きくても 5 万円で、今回の 14 万円は過去最大だ。

年収 153 万円超の人が収入に応じて負担する「所得割」部分も年収に応じて増やす。
後期高齢者の約 4 割が該当する。

現役世代の負担ばかり膨らむ不公平な現状を見直す狙いがある。

2022 年からは団塊の世代が後期高齢者入りし、医療費の伸びは加速が見込まれる。
後期高齢者医療制度が発足した 2008 年度と 2022 年度を比べると後期高齢者 1 人
当たりの保険料は 2 割増なのに、現役世代の 1 人当たり搬出金は 7 割増えた。

今後は介護保険を参考に負担の増え方に差が出ない仕組みとする。

《日本経済新聞 2022 年 11 月 18 日 より抜粋》

値上げが続く中で、更に負担が増えるのは大変厳しいですが、
皆が公平な負担で支えられるよう、対策して欲しいと思います。

税負担軽減の可能性あります。





要介護高齢者も「障害者控除」で負担が減る可能性 対象になる人は？

公的な介護保険や医療保険は保険料や自己負担の値上げが繰り返され、物価も高騰が続いています。少しでも経済的な負担を抑えたいもの。

65 歳以上で介護が必要な人の場合、「障害者控除」を受けることで負担を減らせる可能性があります。

この仕組み見落としていませんか？

「要介護の高齢者は、障害者手帳を持っていなくても、『障害者控除』を受けられる場合があります。多くの方がご存じないので、もったいないと思います。」と介護・暮らしジャーナリストの太田差恵子さんは言う。11 月出版の「親が倒れた！親の入院・介護ですぐやること・考えること・お金のこと（第 3 版）」など著書でも解説してきたが、税の仕組みが複雑なこともあってか、なかなか周知されないという。

障害者控除とは、障害のある本人や障害者を扶養している家族が、**所得税や住民税の負担を軽くできる仕組みだ。**

税金のかかる対象となる所得から、あらかじめ一定額を差し引くことができる。

所得税なら 27 万円（特別障害者控除は 40 万円）が控除される。

税金の対象となる金額が減らせるため、結果的に支払う税金も少なくなる。

それに加えて太田さんが重視するのは、障害者控除・特別障害者控除が適用された場合、住民税がかからなくなる非課税ラインが大幅に上がることだ。

非課税ラインは世帯構成や住んでいる自治体などによって異なる。

～中略～

国税庁のウェブサイトによれば、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害者らが対象となる。手帳を持っていない要介護の高齢者は、介護保険の要介護認定を受けただけでは控除の対象とはならない。自治体から障害の程度について認定を受けることで、控除の対象になるという。

《朝日新聞 2022 年 11 月 13 日より抜粋》

認定基準は自治体によって違いがあり、転居した場合に、もとの自治体では認定されていても、引っ越し先では認定されないことも起こりうるそうです。

まずは、お住いの自治体への確認が必要です。

ひまわりセミナーのお知らせ

今月の開催日

12月25日(日) 9:00~10:30

講師：脇田整形外科 理学療法士 山口先生
 講義内容：起居動作、移乗動作の注意点と訓練方法
 (講師都合により変更もあります。)

- ★参加資格はありません。
- ★どなたでも参加していただけます。
- ★参加希望の方は、お気軽にひまわり治療院まで、
 電話でお問い合わせください。
 よろしくお願ひいたします。



◆ひまわり治療院 ☎045-532-8881◆

●訪問医療マッサージ

*揉むことが中心ではありません！

主治医の同意内容、ケアマネジャーが作成するケアプランに則した施術を行います。



◆デイサービスひまわり ☎045-949-0116◆

*機能訓練重視型のデイサービスです。(午前・午後の2部制)

◆まごころサポート 横浜ひまわり店 ☎045-482-3533◆

*「シニアの暮らしのお手伝い」ちょっとした困ったこと、介護保険外サービスを全般に取り扱っております。

障子の張り替え、ハウスクリーニング、エアコンのお掃除、お庭のお掃除、通院時の付き添い等、なんでもご相談ください。

◆一般社団法人 第二の家族ひまわり ☎045-482-5562◆

*高齢者の身元保証(代理保証)と生活支援、終活のサポートを行います。
 (成年後見人とは違います。)

*基本的にお一人暮らしの方のサポートをお亡くなりになった後も含めてご支援させていただきます。